

株式交付に関する事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に  
規定する書類)

2021 年 7 月 12 日

株式会社 E ストアー

2021 年 7 月 12 日

## 株式交付に関する事後開示書類

東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号  
株式会社 E ストアー  
代表取締役 柳田 要一

株式会社 E ストアー（以下「当社」といいます。）は、2021 年 5 月 14 日付けで作成した株式交付計画書に基づき、2021 年 7 月 12 日を効力発生日として、株式会社アーヴァイン・システムズ（以下「アーヴァイン・システムズ」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関する会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める事後開示事項は、次のとおりです。

### 記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 1 号）

2021 年 7 月 12 日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号）

- (1) 会社法第 816 条の 5（株式交付の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 816 条の 5 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 816 条の 6（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 816 条の 6 第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2021 年 6 月 7 日付けで当社の株主に対して、本株式交付を行う旨並びに株式交付子会社であるアーヴァイン・システムズの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 816 条の 6 条第 1 項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません

(3) 会社法第 816 条の 8（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 816 条の 8 第 2 項及び 3 項の規定により、2021 年 6 月 7 日付けの官報及び電子公告にて、債権者に対し、本株式交付に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期間内に異議申述をした債権者はありませんでした。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたアーヴァイン・システムズの株式の数は 291 株です。

5. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

該当事項はありません。

6. 前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 5 号）

該当事項はありません。

7. その他株式交付に関する重要な事項（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

(1) 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項本文の規定に基づき、株式交付計画について同法 816 条の 3 第 1 項本文に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交付を行いました。なお、同法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した株主はありませんでした。

(2) 当社が本株式交付において交付した株式は、その全てが当社の自己株式であり、新たな株式の発行は行われておりません。

以上